

北海道に於ける土工部屋

寺 山 朝

- 一 序 説
- 二 募集事情
- 三 雇傭契約、逸走、解雇
- 四 組織及び労働状況
- 五 給付状態
- 六 生活態様
- 七 結 論

北海道に於ける土工部屋

—

暴力地獄蟹工船と題し、九月以來の新聞雜誌に極北の洋上に出稼ぎする労働者の悲惨なる酷使虐待事件が暴露された。世人等しく驚異の眼を見張り、或者は幹部に對し、或者は之を監視する官權に對し、凡ゆる罵辭を弄して非難し、憤激し如何に其の惡埒非道なるかを攻撃した事であらう。彼等雇主には漁雜夫の貴き生命は一個の蟹罐にも値しないのである。又一方所謂カムサツカの資本主義に魔酔せる幹部等に依つて凡ての人間性を没却され酷使せしめられてゐたのである。

群鷗亂れ飛ぶ北洋の極地に、此の暴虐非道を見た筆者は、茲に此れと正しく對照をなしてゐる北海の原始の森深き荒地に鬼畜に等しき幹部の爲めに酷使にさいなまれてゐる、所謂監獄部屋を探訪せんと企てたのである。

監獄部屋、それは山林原野に高原に住まう怪物靜かに寝るが如く暗黒色に黒づんで、凄然として横はつてゐる孤屋である。此の中に幾多の哀れな土工夫の群が、苛誅の夕は歛酷の朝に明け、酷使の朝は苦難の夕に暮るゝ生活を續け、全く超社會的な規約の下に、鞭傷と過勞の爲めに喘ぎ働く彼等が月日を送つてゐるのである。

血もなく涙も無き幹部の爲めに、叩かれ撲られ蹴られ果ては、泥靴を以つて生面を踏みにじられる虐待は、側視するものをして慄然たらしめるものがあらう。此の戰慄すべき虐待の下に黙々として牛馬の如く働く土工等は、或者は機會を見生命を賭して逃走を企てるも宜なる哉であらう。如何にたご——（それは自身の身を自身で食ふものとして土工をかく呼ぶ）、——とは言へ等しく生を享けた人間である。それは餘りに殘忍なる酷使ではなからうか、併し又半面に何が斯くの如く幹部をして酷使せしめるに至るか制度の罪か、幹部の罪か將又土工夫の罪かを極めなければならぬ。斯くして後初めて土工の正鵠なる研究が果たせるであらう。

抑、我が北海道も今や、第二期拓殖計畫樹立され年と共に、富源の開発、産業の振興、土地の改良等急テンポの發達を來し、現今の北海道の發展を見たりと雖も、此の發展の最も主要なる要素たる、鐵道、道路、橋梁、治水其の他の工事の完成の裏面には、この哀れな幾多の土工の犠牲を偲ばなければならぬ。此等諸工事の悉くが土工の血と肉とを以つて築き上げられたのである。

鐵道線路幾尺の地下には、此等犠牲者が人を呪ひ世を恨み、干恨の怨嗟を吾等に叫びかけてゐる、無心に路傍に蔽ひ茂る草木にして彼等の生血に染らないものはなからう。今第一拓殖計畫の完成の跡を眺め、この哀れな最後を遂げた土工等に一掬の涙を捧げ、其の効績を世に讃へ、今尙虐待

の鞭下に苦しみつゝある仲間の存するならば、之を世に訴へんとするのである。

現今國の東西を問はず、政治的に社會的に將た思想的に實際的に、勞働施設、待遇改善の叫ぶるゝ今日に此の超世間的な存在を認め得るとは、稀代の一奇象ではあるまいか、最近道廳初め各官廳警察に於いて、講演會や巡查講習會等を開催し、種々百方此の取締りに盡瘁せられつゝあるも、此の存在は全く山間僻地の不便な地に多く、又此の組織が非常に複雑であつて容易に其の内部の檢討を許されず、全く社會より隔離されて居り、且又一般人士には之を正しく認識する事なく、只恐ろしき不可抗力的な別の世界との觀念の下に、此問題より遠ざかり居るが如くである。故に茲に一小文を草して社會一般の猛省を促し、瑣少なりとも識者の意を留むるを得ば幸甚である。

抑、此の監獄部屋と云ふ恐ろしい語源は何であらうか。此の起源について二説ある。即ち明治十二年頃の黒田清隆が、北海道開拓使時代に道路土木工事に勞力の不足を來たし、又一方移民の獎勵に依りても、開發せられない山野の開墾の爲め、東京石川島刑務所より徒刑に處せられたるものを、北海道樺戸聚治監(現在樺戸郡月形村)、之を移送し、百人乃至百五十人を一隊となし、長屋に入れ技士、誘工、傳告等の下に、道路の開墾に従事せしめた、此の際犯罪者が逃走を企てるを防ぐ爲め之を、嚴重に監禁したと言ふ事實より、此れに似たる監督制度の土工部屋を斯く稱したとの

説があり。又一説には誘拐、又は募集の甘言に釣られ、一度此の監獄部屋の軒をくゞつた以上、或る一定の期間は如何なる事實があらうとも、全然外界との交渉は絶たれ、文書の發送さへも不可能にして、全然賃銀を得られず粗食に甘ぜねばならぬ、其の冷遇虐待は將に囚人を收容する、監獄に等しきものなりとの理由より、一般に斯く稱したものなりとの所謂二説がある。

扱而上記の二説の中何れの説が正しきかについて古老の言を徴するに、監獄部屋と稱するに至つたのは、明治三十五年以來にして聚治監と稱する監獄のあつた頃には、全然斯る呼稱はなかつたと云ふ。事實嘗て聚治監の看視たりし一老翁の語る所を聞けば、土工虐待の事實が甚だしく人道より識者の偶々論ずるものあり、又一般人士が之に驚異の眼を見張るに至つた頃より呼んだもので、恐らく明治三十五六年以後に屬すと。此の起源年代より察するに恐らく後説が正しきに近いと思はれるも、併し前説を全然否定する事も又誤謬であらう。要するに前後兩説が共に相合して世人が斯く呼びしものと推定する外なからうと思はれる。

然らば現在の如き監獄部屋は何時の時代よりありしか、何等の記録なき此の問題については、説まらくなれども、恐らく筆者は明治十六、七年頃よりと想像する、其の理由は聚治監の囚人は、全然鐵道敷設工事に従事せず、専ら道路開鑿造田工事にのみ使役し、該工事は専ら土木請負業者に

於いて従事したと言ふ。故に土木請負業者は内地より所謂たこ釣り八計をめぐらし、誘導して使用したと言ふ事である。

扱而北海道に於ける此の言葉が、内地樺太に移り廣く一般に殘酷なる使役と虐待の行はるゝ人夫部屋を斯く稱するに至つた。されど只一言に監獄部屋と稱するも、此の中には所謂信用人夫宿舍も包含されるものにして、悉くが此の殘忍なる搾取の下にあると稱する事は出來ないであらう。

以下筆者は幼稚な筆を運びつゝ各章に於いて種々細述解剖を試みやう。

二

春三月下旬雪も少く溶け暖かくなりかけると町の小路の入口、電柱又は塵箱の側面等に「××鐵道工事、山行キ人夫頼ミマス前金澤山」。とか又「×××××灌溉工事、土工人夫タノミマス前金澤山貸シマス」等々のビラが貼られる。此の時は人夫募集従業員より各周旋屋に依頼が來てゐる時である。併し如何に不景氣でも斯る簡単な手段では到底所定の人員を募集する事が出來ない、其處で愈々浮浪性労働者の流れ込む積取人夫の宿泊所、木賃宿等に募集の網が張られる。其處で先づ第一如何なる方法經路を以て募集乃至收容をするかを見るに、

以前土工たり
〔此の種に屬する人数が最も多い即ち逃走又は契期満了して再び周旋屋に依頼して他の部屋に使役を願つて來るものである〕

自發的に來るもの

土工の經驗なきもの
〔社會的に相當の地位又は名譽を有するもの或は相當の家柄を有する者、主人の金を遊興に使ひ果たした徒弟等自己の墮落に依り社會に再び立ち得なく周旋屋に職を求めて集まつて來るものである〕

1. 周旋人の手を經て來るもの

勧誘に依るもの

成功を夢見てだまされたもの
〔男子一生の成功の天地は新興北海道樺太に限るとし偏狹の田舎より青雲の志を抱いて來る途中甘言に乗ぜられて來るもの〕

直接的のもの
〔都會のカフェー等に陣を敷きて出入の客を物色し目星しい者が發見された時は盃の交換にて渡りを付け硬派不良徒黨に依り強制的に賣渡される〕

強制されて來るもの

間接的のもの
〔都會地に多き種類にして之は酒色に耽り墮落の底に落ち込み遊興費を支拂ふ事を得ず、さればとて告發される事を恐れ已むを得ず料理店飲食店乃至腰昧屋より周旋人の手に渡されるもの〕

割込に依るもの

甲部屋より乙部屋、乙より丙と土工部屋を巡回してゐる土工等には何處に如何なる土工部屋が存在するか知悉してゐるが故に周旋人の手を經ず直ちに土工部屋の門を叩き傭はれる此れを割込と言ふ後掲の統計に表はるゝ通り此の種のものが募集人員の大半を示してゐる此れは如何に一旦此の社會に身を沈めしものが浮び出る事が出来ないかを示すものであらう

2. 周旋人の手を經ざるもの

割込に依らず強制されるもの

資金の僅少にして従つて所定人員鎖少なる募集主は周旋人の手を經る事は報酬を周旋人に渡されればならぬから之を省かんとする手段にして所謂腰昧屋女郎屋等に依頼して募集従業員が直接之に當るものにして又此等の職業に従事せる女郎屋等は好んで依頼を受託し結託するものである斯る手段に依りて募集さるゝ土工は最も多額に借財を作り悲惨なる經路を辿らねばならぬのである

以上の收容經路を辿る土工等の以前の職業は、即ち百種萬般に涉り社會に存在する凡ゆる職業を

網羅してゐる。されば此處に如何なる種類の人間が應募されて來るかを見るに、

- (一) 紊亂し和平をかく家庭の子弟
- (二) 主人の金を費消するか又は意見衝突して主家を飛び出したる徒弟
- (三) 商工業者の失敗せしもの
- (四) 諸工場、諸會社より解雇された失業者
- (五) 定職を厭ふ浮浪性労働者
- (六) 地方より上京し失業の浪に晒されたる労働者
- (七) 自己の職業に不満を抱き他の職を得んとして失敗して其の職を得ざるもの
- (八) 學生にして勉學の途中酒色に迷ひ半途退學せしもの又は此れと反對に苦學生にして學資を得んとして稼ぐもの

更に募集の年齢別を見るに左表の如し。

労働者年齢表

男 女	年	廿歳未満	廿歳以上	卅歳以上	四十歳以上	五十歳以上	六十歳以上
	別						

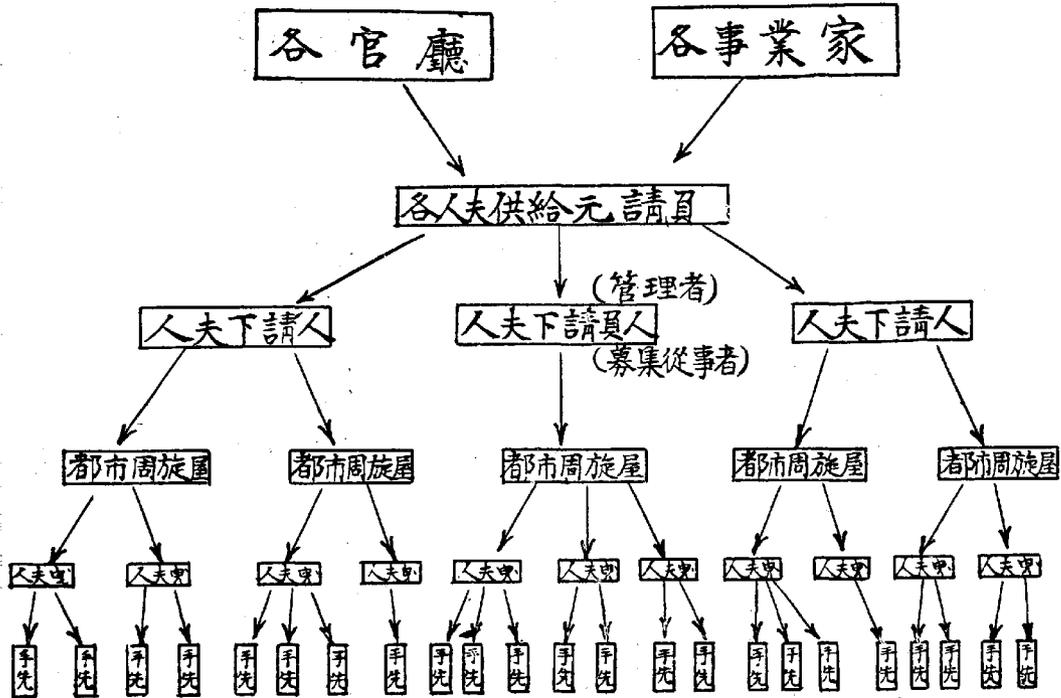
男	女
一九二	二
五、四四二	四
五、二六〇	四
一、四五六	一
三〇七	一

然らば此の種類土工等が如何なる中間介在者の手を経て働くまでに至るか、其の系圖を明示すれば次頁の如くであるが、斯様に多數の中間介在者が存在して、如何程で募集従事者の手中に入るか。

東京地方に於ける人夫相場は、福島縣諸工事場渡卅五六圓、宮城縣諸工事場渡卅五圓―四十圓、秋田、山形縣諸工事場渡五十圓内外として、我が北海道では函館渡四十圓より最高八十圓まで、渡場の如何に依りて百圓を突破する事も往々ある。樺太では大泊渡百圓―百廿圓位である。

北海道土工の多くは北海道道内で募集するものにして、募集従事者が函館、小樽、札幌其の他の諸都市に出かけ、周旋屋乃至曖昧屋、小料理店等より收容して來るものにして、此の經費は凡そ四十圓内外、前借金の最も多額なもので八十圓、此れ以上多額は決して借す事がない。

而し拾數年前のあの強制的な非人道的な、全然土工の意思を無視した拉致方法に比して今昔の感に堪へないものがある。即ち大正八年五月勞務者募集取締規則並びに同施行細則取扱手續公布以來



勞働者群

多大の改革、改正が行はれた。

第一如何なる宿舍にも必ず募集従事者を特別に定めなければならぬ。若し人員少き部屋に於いては管理者が之を兼ねる事になつてゐる。募集従事者が募集に關し大略次の事項が命ぜられてゐるものである。

(1) 募集者許可願 勞働者募集取締規則第八條に依り先づ募集に出かけんとする時は本籍地住所、職業、氏名、就業場の種類、所定人員及び募集區域を記載して募集主と連署の上道廳長官に提出する。

(2) 募集着手届 此れには募集従事者の住

所、氏名、募集期間、豫定人員、募集者收容所等を記載して所轄警察署に提出を要する。

(3) 募集出發届 募集地警察署に應募者の本籍地住所、氏名、年齢、前稼地等を記載して提出許可を得なければならぬ。

(4) 勞務者收容届 募集従事者は所定の人員を得たる時は遅滞なく勞務者の本籍地、契約期間、氏名及び年齢、紹介者、前渡金額、人相及び着衣等を記載し所轄警察署に收容許可を願ふ。

此の場合警察署は點檢をなし若し不適合と認めたる場合は之を許さない。

上記の手續を完了して初めて收容するに至る。最後に諸種の統計若干を掲ぐるに、

勞働者募集府縣別 昭和二年

五百名以上のもの		五十名以下のもの	
縣名	人員	縣名	人員
北海道	四、七三五	宮崎縣	四八
東京府	一、五二七	沖繩縣	四〇
新潟縣	一、五七	樺太	四〇
大阪府	七六二		
宮城縣	五七六		
	七二六	秋田縣	一、六三六
		山形縣	六二六
		青森縣	一、二六三
		岩手縣	一、〇三三
		福島縣	六八七

全員二萬二千六百拾八名

雇入地方別千人以上のもの

八雲地方 一、七五五

岩見澤地方 三、四六四

夕張地方 一、七一六

伊達地方 一、四二五

帶廣地方 一、一五一

募集負債

道内 四拾圓——八拾圓

内地 三拾圓——八拾圓

昭和四年解雇逃走受刑雇入現在統計表

月別	種別		現在人員	受刑	逃走	解雇
	管内	管外				
一	一、三三五	一	一	一	一、一〇〇	七九四

北海道に於ける土工部屋

年次種別	雇入人員		死亡	逃走	受刑	解雇	年末現在人員
	道外	道内					
大正三年	三、六七三	一三、五一六	一六〇	四四七	七二	九、五八〇	二、九〇七

取締令發布以來各年土工夫雇入其他比較表

年次種別	雇入人員	死亡	逃走	受刑	解雇	年末現在人員
二月計	二、三三八	三、二一〇	八九	三、三四三	二、三四三	二、三四三
一月計	八七三	一	一	一七三	一七三	三、九七六
十月計	一二五九	一	四	三三四	三三四	三、五八九
九月計	二、一八二	一	四	四〇八	四〇八	二、九二〇
八月計	二、〇四三	九八	四	四二七	四二七	一、六〇五
七月計	二、二三九	一八三	一五	三九六	三九六	二、三〇一
六月計	二、一八九	三二一	一六	三八一	三八一	一、四三九
五月計	二、五二二	三八四	二五	二七〇	二七〇	一、四一六
四月計	二、二二五	八六七	四	三〇九	三〇九	一、二二二
三月計	二、四二三	六七九	四	二三九	二三九	七五六
二月計	一、五〇五	四八八	六	一六四	一六四	九八五
一月計	一、七五五	二一〇	五	一四六	一四六	四五一
合計						

同	昭和二年	三〇九三	一九九八五	一三五	四、〇九四	九八	一八、九七一	二、一四五
同	三年	二、七九四	二二、〇四〇	一六九	四、〇五七	九六	二〇、九四四	一、七二三
大正	四年	二、二〇一	一四、六〇七	九〇	四、八一七	一三〇	一〇、九〇七	三、七四一
同	五年	一、六六三	二二、六〇二	八七	五、〇一〇	七〇	九、七四二	三、一二七
同	六年	二、七一一	一〇、六三四	一八三	四、一八一	三七	九、七七四	四、二九七
同	七年	五、八二一	二二、〇七七	四八四	六、二三八	八六	一〇、八八四	四、五〇三
同	八年	七、七五三	一六、六四六	三二三	六、八三三	一〇九	一六、八六一	四、七八六
同	九年	四、二七一	一六、一三六	二二〇	四、七二四	一五一	一七、三三〇	四、七二三
同	十年	一〇、七二三	一八、五八三	九〇	三、五八二	一四四	一六、六六一	三、八九九
同	十一年	三、七二三	二一、七九二	一〇四	四、七四一	三三九	一八、三六七	三、三五九
同	十二年	三、九九四	二七、七三三	一二七	五、〇八六	二四七	二五、八〇六	二、〇九六
同	十三年	二、五四三	二二、五一二	八七	四、四八五	一六七	二〇、五七八	二、四四三
同	十四年	二、三六八	二〇、九一二	一二〇	四、五一八	二二八	一八、二七八	二、三三二
同	十五年	三、一三六	二二、三六二	一三〇	四、〇六七	一〇八	二〇、二六二	二、一四五

昭和四年月別土工部屋調

月別	募集人員	寄宿舍數	幹部人員	割込人員
一月	八六三	八五	一七八	一、二七五
二月	一、五四〇	一〇八	二二九	一、八三九
三月	二、五四八	一一八	四一九	一、六八五
四月	四、〇〇九	一六三	四六七	二、三六三
五月	四、八四三	二〇〇	五五一	二、五二七
六月	四、七九九	二五九	六〇四	三、七三三
七月	五、四六九	二八六	六三三	四、〇〇一
八月	四、九六四	二八七	六二四	三、六七四
九月	五、三二七	三〇七	六〇八	四、二七五
十月	三、九六四	二九六	五三九	四、三七六
十一月	二、五五三	二〇七	三五四	三、〇三二
十二月	一、〇四八	九一	一三七	一、四五六
合計	四一、九〇八	二、四〇七	五、三三二	三四、二三五

就業場に行く以前周旋屋に於て應募者と募集従業者との間に結ばれるものにして、之と同時に契約書に署名捺印せしめられる。此の契約書の内容は前渡金額契約期間其他の條件や事業主に對する誓約等であつて、賃銀高のみは契約されない。第一此の前渡金額は如何なる土工にも存するものにして、若し此の費用なき割込土工にありては、之を作しめるのである。今假に土工が割込で、入つて來たと假定する、直ちに募集従事者は此を料理店、飲食店に伴ひ、遊興せしめる、勿論幹部の遊興費をも負擔するのである、故に一晚の中に普通一般三拾圓なる前渡金が作られる。勿論遊興實費は二拾五圓であつても料理店、飲食店に於ては翌朝迄の逃走を看視する責任がある故に、其の手續も含まれる。周旋屋の門を叩くものも等しく周旋屋より料理店、飲食店に自由に遊興すべく用意し仕向けられ、若し其の中に遊興を厭ふ應募者ありと雖も必ず、其の土工間に之を誘はしめる、斯くして如何なる應募者にも先づ第一に前渡金が設けられ、之が抑々土工拘束の第一歩であり再び容易に此の社會を脱却し得ない絆である。

次に契約期間であるが、之は記載に何等の偽もない、勿論其の必要も認めざる所である。

賃銀は就業以前には定められず、署名の時は勞働能率の如何に依りて決定するとの甘言の下に、就業所に行くのである。併し就業場に到着した時は何時の間にか、期限其他の條件のみ承諾して

署名した契約書には、賃銀が立派に記載されてゐる、且つ周旋人や募集従業者の言と全く異つた額である。併し此れを抗議する方法もなく又抗議しても何等の効果もない。

普通此の契約書に捺印せしめるとき、就業案内を渡す事を官憲より命ぜられてゐる、就業案内には、其の事業の繼續期間、仕事の内容、労働時間、解雇歸郷旅費、待遇方法、病氣治療方法、一切の部屋の規則、施設状況、労働條件、賃銀状態等を規定したるものであるが、事業主は此の就業案内を一般勞務者に與へてゐない。或る部屋の幹部の言に依れば「此の就業案内に記する外の仕事は命ずるも之を成さず、又春夏秋冬に於て労働時間に長短の差は免れない、其他之を渡す時は辭を低くして色々抗議がましい事を上申する、此等が面倒であるから寧ろ渡さない事にしてある。」と語つてゐた。此の案内は所轄警察署の點檢を受けてゐるもので、如何に管理者たりとも濫に變更を許さない。

雇傭契約と言つても一般工場鑛山労働者の如き特別の規定ある事なく、全く事業主の專決で、只法令に違反しない最低限度のものにして、勞務者の福利増進など微塵もなく、只自己の利にのみ走り、全く原始的契約の下に強制的に過激なる労働を強ひられてゐる状態である。

監獄部屋と云へば、直ちに想像するは虐使と逃走であらう。逃走が如何に此の社會に取りて必然

的なものであるか、何故に表に現はるゝ如き多數の逃走者を出すか。其の原因は勿論第一酷使である、労働が過度にして未だ嘗つて經驗なきものには、到底堪へ得られない、然るに其の理由も察せず、殘忍なる鞭が待つてゐる。斯る場合逃走を企て此の地獄より逃れんとするは勿論當然であらう。此等は尤も同情すべきものである、併し身體頑健にして労働には充分に堪へ得れども、前借金として多額の借財を有し、其負債は如何に努力すとも、之を皆済には半ヶ年以上を要す。故にそうした苦しみを受けるより自由な身となり働き度いと考へより逃走を企てる、此れも等しく幾分の同情を引くものであらう。されど如上の如く労働に充分に適當なる身體を持ちながら、監獄部屋にあるときは外出を許されないが故に料理店、飲食店に行く事を得ない、其故逃走を企て他の周旋人の下に走り此處に又前借金を以つて遊興し、享樂せんとして逃走を企てる、此等は何等同情すべき點なきものであらう。僅か一週間にして逃走し斯の如く彼方此方と逃走しては前借金を得、遊興する、併し土工の群に投じ居る大半は斯の種のためである事は世人の恐らく意想外の事實であらう。されば世に監獄部屋とのみ言へば徒に幹部の惡埒虐使を責め立て、土工を辯護する人往々あれども如上の有様を以てしては、一點の同情の價值なく顎使虐待は當然の結果であらう。

併し何が土工等をして逃走を企てしめるかを窮めなければならぬであらう。其處には多數の惡周

旋人の活動を見逃す事は出来ない。「一土工の語る處に依れば、土工が逃走を企てる事は三重の利得がある、即ち第一虐使より免れて二三日他の周旋人の下に徒食する事が出来る、第二には充分に遊興し享樂し得る、第三には誰よりも先に逃走し、到着したる時は周旋人より逃走成功金として五圓乃至拾圓の現金を得る事が出来る。」と聞く、斯るから、繰があるならば、土工の逃走は當然と肯首し得るであらう。此の裏面の悪周旋人の存在を許す以上永遠に逃走の跡を絶たないであらう。周旋人も一人の周旋に多額の手數料を得られるが故に、自己の利以外に何等の考慮もなき彼等には當然の事であらう。斯の如き場合獨り不利益を蒙るは管理者のみにて彼等こそ充分の同情をなすべきであるまいか。

併し此の逃走は彼等土工仲間の所謂「はいから」(新參者で未だ土工の經驗なきもの)には到底此の逃走が不可能である。何年かの土工の修業を経たるものにして初めてなし得る、何故なら先づ現場より逃走を企てたと假定せよ。

肢脚、頑強なる見張人及び棒頭に追はれ、又一方猛犬が跡を追ひ、要領を知らざる「ハイカラ」は必ず拉致される、萬一若干里逃走し得たとしても上體は一物も纏はざる裸體であり、赤の腰巻ては何處からも認識し得られ、彼等仲間の「飛ぶ」事は容易でない。

若し夜間逃走を企てるも住舎の強固頑丈さには蟻の逃れる道もなく、又一方に不寢番ありて夜中警戒をなし、更に外には番犬あり、住舎よりの逃走は到底望み得ない、然らば斯る多數の逃走者は如何にして逃走するか、彼等の「飛ぶ」のは全部現場からである。五人に一人の幹部が居たとて、一人の逃走を追ふ中に他の四人のたこが飛ぶ、彼等の内に妥協して一人最初に飛び、幹部の何人かゞ之を追跡すれば他のたこが飛ぶと云ふ具合である。併し彼等を掴む事は容易である。何故なら彼等は皆元の周旋屋に歸り酒を汲み交してゐるからである。併し管理者が一度び周旋屋の軒をくゞつた以上只之を拉致する事が出来ない、周旋屋に對し又は一人に付き拾圓―拾五圓を支拂つて初めて連れて來る。又他の部屋に既に働いて居るのを發見した場合には、其の管理者との契期を過ぐるに至らざれば之を拉致する事が出来ない。連れて來られたたこ、其れは正に原始時代の處刑に等しき虐待を受ける、スコップ、擔棒、棍棒、角棒、鞭等を持つて撲る、叩く、蹴る、如何に赦を請ふとも聞くものか、正に人事不省に陥るに至りて初めて殘忍なる鞭の手を止める、其は到底吾々をして傍觀を許さない極刑である。此の棒鞭で撲られて、固くなつた身體でなくては、一人前の土工と稱され難い、故に一人前のたことなるには、皆かうした處置を受けて來たものばかりである。

今茲に彼等土工が如何なる社會的犯罪をおかしたかを見るに左表の如し。

犯 罪 表 (昭和四年)

人 下 人 上	件 員 別	種 別													
		殺 人	傷 致	害 死	傷 害	詐 欺	横 領	窃 盜	暴 行	賭 博	警 察 犯	警 令 違 犯	警 令 違 犯	其 他	合 計
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	八	二	三	七	四	五	六	六	三	一	四	三	七	八	二
一〇七	八五	七四	四九	五	六	六	三	一	四	三	七	八	二	二	九
八八	九四	五	四	六	六	三	一	四	三	七	八	二	二	九	九
六	九	六	六	三	一	四	三	七	八	二	二	九	九	九	九
二〇	二	一	四	三	一	四	三	七	八	二	二	九	九	九	九
六	一	四	三	七	八	二	二	九	九	九	九	九	九	九	九
一五	五	六	三	七	八	二	二	九	九	九	九	九	九	九	九
一四九	一四七	七四	七三	八二	八二	六五	六五	二五	二五	八	八	八	八	八	八
八二	一四三	八二	八二	六五	六五	二五	二五	八	八	八	八	八	八	八	八
二一四	一二九	六五	六五	二五	二五	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
四一	五四	二五	二五	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	二	六	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
六四九	七一九	四八三	四五四												

最も犯行多き月は五、六、七、八、九、十の月である。

次に解雇に移らう、一般に土工の契約期間は四ヶ月、五ヶ月、六ヶ月而も夏のみである。故に九月、十月、十一月の頃になれば各々部屋を畳み残るた、こは解雇する、先づ契期満了すれば直ちに勞役者解雇届として本籍地、氏名、年齢、解雇年月日、行先地、着衣、人相等を記して所轄警察署に提出する。萬一貯金がある勞役者には其の額を返還し、借金額皆済にならざる中は他の事業地に連れて行く、若し他の事業なきときは逃走さすべく金貳參拾圓を與へて自由に放任し置く、併し斯る場合には、た、こも何處に行くも職なき故に決して逃走はしない。管理者が己むを得ず更に貳參圓と握飯に絆纏位を與へて解雇する。併し、或る管理者に依りては歸郷旅費負擔方法を規定し、之れに

依るものもありと雖も信ずべき事實を見ず、如上の規約と稱するものを見るに、

「期間中合意解雇の場合は過剰金の有無に拘らず募集地までの旅費を支給し、期間満了のものは過剰金の有無にかゝはらず募集地までの旅費又は本籍地までの旅費及び解雇手當貳圓以上拾圓以内を支給す。」

幹部級の土工にして管理者又は同輩と意見合はず他に移轉するときは一言「一廻り廻つて参ります」と言つて一文の手當も受けず退出する。

四

監獄部屋と稱するも第一章に述べた如く、信用部屋と普通のため、この部屋の二種がある。

信用部屋と稱するのは普通の土工部屋と異なり、信用人夫のみを以つて組織されたる宿舍である。此の信用人夫と稱するのは幹部又は幹部の知人の紹介を経て入つて来る、普通信用人夫は土工と異なり土工部屋に起臥する事なく、自宅から通ひ労働に従事する事を原則とする。

併し仕事の現場が遠方の土地にありて通勤を許さず、又自宅を有しないもの多數ある場合に於ては、此處に信用部屋と稱するものが作られる、併し此の部屋は普通の土工部屋と異なり嚴重に監禁

する事もなく又所謂棒頭と稱するものも居ない。

其處で愈々たこ部屋の組織を見やう、普通一部屋は六十人乃至七十人を以つて形成され、最高限度で百人である。所謂幹部と稱するは管理者、世話役、帳場、棒頭である。管理者は土工仲間て云ふ「親父」にして部屋一切の事務を統括し、時に募集従事者を兼ねるものである。大請負人××組より一部を請負つて來る下請人である。

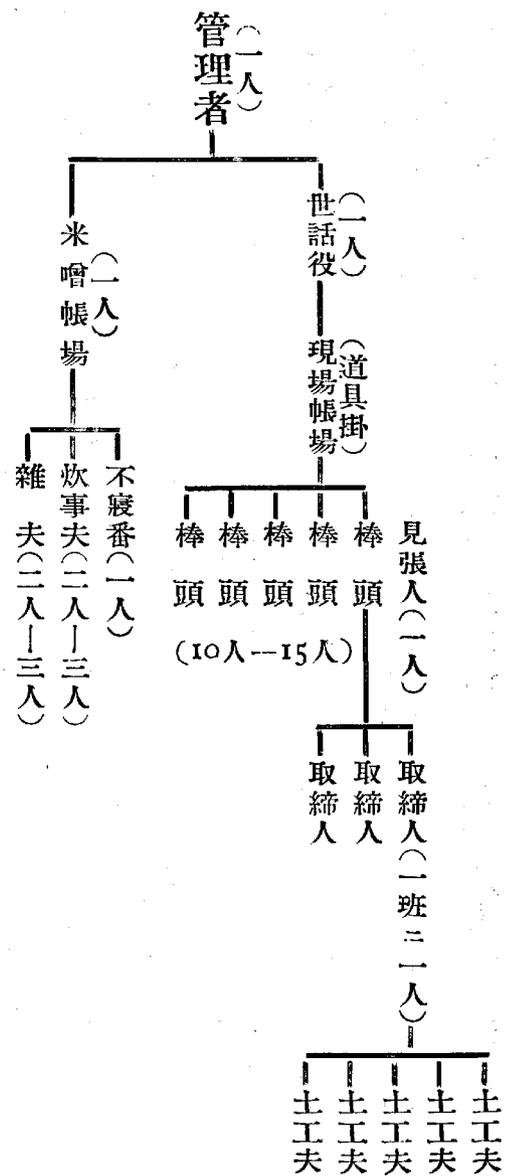
管理者の下に世話役又は世話焼と稱するものありて、労働方面一切の事務、指揮をなすものにして部屋唯一の技術者である。即ち土地の測量設計より人員の配布に至るまで掌るものにして、相當の技術の知識又は經驗を経たるを必要とす、又一方棒頭を取締る重任を有する。

此れと相竝んで帳場なるものありて六七人以上收容する宿舍にては、米噌帳場と現場帳場との二つに分たれる。米噌帳場は食料、衣服、住舎等の事務を擔任し、現場帳場は労働方面に於ける業務を取扱つてゐる。棒頭と言ふのは五人以上八人位を引具して労働に従事し、土工の勤怠を見張り逃走を監視する何等仕事もなさず、一日中立儘してゐる故に土工の間には之を稱して立棒たちんぼうと言ふ、彼等は長く土工を業とし土工生活の表裏を知悉したるものであり、又野蠻殘忍性ありて土工の最も恐れるものである。此の棒頭以上前四者を稱して幹部と云ふ。

此の外役付として見張人と云ふものあり、棒頭の一人又は特別の人間を設くる事あれども、普通棒頭の一人が之を兼任する。

全部の土工が一現場にて働いてゐる場合、又は棄場が遠方にある場合等に置かるゝものにして、若し逃走者ある時は全責任を負ひて追跡し之を拉致すべきものである。此の外土工の中から選びて不寝番、炊事夫、雑夫等がある。

不寝番は管理者の信用ある人物を以つて之に當る。此の不寝番設置の理由は表面上疲れ果てたる土工等の寝冷等を防ぎ、夜間の休息を充分ならしめる爲めと云ふも、其の裏面には土工が夜間宿舍より逃走を防ぐ爲めに存するものである。彼等は晝間は宿舍にありて休息をなすものである。炊事夫は賄、風呂焚き、宿舍の内外の掃除を掌るものにして、病氣にて業務に堪へざるもの、又は管理者、世話焼、婦女等之に當る道具番と稱する役割あれども、特別の人夫を置く譯ではなく不寝番又は帳場が之に與る。仕事は朝の點呼後仕事現場に必要な道具の授受をなすものである。雑夫は二人―三人宿舍に存するものにして、現場に於ける道具の取片付け、雑用一切、晝飯の運搬等を仕事とするものにして、普通少年又は老人を之に充てゝゐる。此を明示すれば、



理想的宿舎にありては確然と如上の役割と人数は存すれども、事實各宿舎には其の仕事は合併して兼務する、又小宿舎にては斯る名稱を省いてゐるものが多い。

只最後に取締人の説明をなさねばならぬ。之は特別の名稱こそ有すれ別に何等土工と異なる所がなく、幹部の下に働いてゐるものであるが、只仕事で土工の中にありて互を督勵し、怠惰者ある時は之に私刑を加へ落伍者なく働かしめるものである。又宿舎にありても自ら手を下して責苦をなすものは即ち此の取締人である。勿論幹部ありて之を成すを職とすれども、幹部が餘りの虐待をなす時は取締規則に依りて罰せられる、故に此の役割を設け若し訴へられる様な場合があつても仲間同

志の喧嘩として幹部は何等制裁を受けざるが如く仕組まれてゐる。彼等は現場に於いては仕事をし
て土砂の掻き崩し、棄場の地ならし等比較的容易な業務を掌つてゐる。

此の組織下にありて彼等は如何に酷使されてゐるか、朝四時半起床、五時より仕事に着手し、九
時過ぎ卅分休憩、十二時晝食、二時半より卅分休憩、日没に歸舎する、就業案内の記する所を見れ
ば、

「三月―六月 労働時間は午前五時―三時間、九時より二時間、十二時より二時間、三時より五
時半まで二時間、休憩時間八時半より半時間、十一時より一時間、二時半より半時間」と規定され
てゐるが夕方五時半に仕事を終るとすれば、此の季節には未だ悠に二時間の仕事をなし得、又休憩
時間も卅分など到底與へはしない、故に就業案内は土工夫に與へねばならぬとは規定するも、其れ
は只形式的に作られるのみで、適宜労働に従事せしめてゐるとは一管理者自身の語る所である。故
に労働時間は夏分は大抵十一時間乃至十二時間、十三時間のものである。晝食は九時と二時との二
回を普通とする、休日は取締令に依り月二回以上とするも、一ケ月中には労働に堪へ得ざる豪雨あ
るを以つて、晴天の限りは絶対に休日はない、労働従事中降雨ありとするも雨激しくして擔棒が滑
り落ち仕事をなし得ざるに至らざれば已めない、併し信用人夫と混合せる部屋に於いては休日は嚴

守してゐる様である。

然らば現場に於いては如何に働いてゐるか其の状況を見るに、先づ最初七八十人の土工を別ちて伐開組、モッコ組、根堀組、岩掻組、トロリー組等に分つ。最初伐開組たりとも終始伐開組たる事なく、種々轉々として他の組に配當される。併し之はモッコ組を始終やる時は肩が腫れ上り、岩掻組ならば一日働けば手がしびれ、頭がガン／＼し到底永續性を有しないからであらう。されど怠惰な土工にして懲罰の意味を以つて始終岩掻組、モッコ組等に廻されてゐるものもある。

土砂の運搬には普通トロリー一輪車を用ふるが、急坂なる地盤、凹凸甚だしい土地では土工特有の三尺平方の大モッコを用ふるが常である。土質の關係より泥土の多少、岩石の如何、棄場の遠近等により異なるが、普通一坪はモッコならば普通労働者が百二十乃至百五十で運ぶものを五十七八乃至六十五六モッコで運搬する。一輪車なれば百七八十トロリーならば廿車程に依りて運び得る、土管か普通の土砂にて棄場も近き時は一人一日平均二坪を限度としてゐる、此等の外馬車を用ふる事もある。

如上の方法は切棄てと稱し土質硬く、棄場遠くして難工事と見たる時、全部を一現場に集めて幹部の叱咤の下に勞働せしめる時に用ふるが、世話役に於いて土性、棄場の遠近に依り小間割なる制

度を採用する事がある。

小間割制度と言ふは土工二人乃至三人にて、例令四坪―五坪の土地を運搬すべく割當する。されば各、割前を成るべく早く片づけんど努力し、非常に仕事の能率を増進する事が出来る。若し一日分としての割當てを早く片づけたる時は歩増しとし、歩増しの仕事に對しては賃銀を増す、併し此の方法を採用する場合は非常に少い、何故なら土砂の性質、棄場の關係から此の制度を採用する土地が非常に少いからである。

然らば彼等の従事する事業は如何なるものであるか、取締規則第壹條に規定する通り、道路、鐵道、灌漑溝其の他の土木工事及び附屬雜役等であるが、今昭和四年上半期の事業別を見るに、

鐵道敷設工事

二〇

道路開鑿

二三

造田工事

九

灌漑溝

八

その他貯水工事、排水事業、水電工事、堤防工事、砂利揚等である。

扱而最後に世人が最も恐れ、印象付けてゐる酷使虐待は如何に行はれて來たか、先づ此の懲罰を受ける、受けるものは即ち仕事に怠ける者、偽病をなすもの、逃亡を企てるもの等である事は勿論である。數年前までは全く歐米に於ける黒人奴隸に等しくスコップで撲打される、角棒で叩かれ

る、泥靴を以つて蹴飛ばされる、果ては生面に唾せられる、悲惨な虐待を受けて來た。更に遡りて取締規則公布以前に於いては、全く非人間的取扱をされてゐた。夏は裸體に高熱を以つて狂死し、冬は極寒に凍死し、哀れ無縁の孤墳となりて顧みられざりしものが幾多あつたらう。これが數年後雨露に晒され、白骨となりて表はれたるものさへあつた。

されど現今に於いては如何なる山奥にも、月二回以上の警官の臨檢あり、斯る戰慄すべき事實は跡を絶つに至りたりとは言へ、毎日の新聞に土工の喧嘩の美名にかくれ、幹部の虐待の如何に多く行はれつゝある事か、最近特に不景氣の襲來に事業界の不振につれ、其の殘酷は更に度を加へつゝあり、肉は裂け飛び、血は草を染め、古の面影なきに至りたるとは云へ、宿舍に於ける監禁、拘束、勞働の酷使等吾等をして戰慄せしむべき幾多の事實ある事を否定する事は出來ない。

五

第壹 賃銀其の他、

管理者は大請負業者より何千圓、何萬圓かに或る工事を請負ひ、其の請負價格の一割五分とか、二割とかの利益を豫め算定し、其の殘額内に於いて其の工事を完成すべく土工を酷使するが故に、

前以つて利益を獲得する事が出来る。

世話役には其の技倆の如何に依り、月給最低六拾圓より百圓迄。棒頭は參拾圓以上六拾圓。帳場は五拾圓以上八拾圓迄である。併し此の月給は純手取金にして食費、日常品代等を控除したる額である。然らば所謂たこは何程の賃銀を興へられるか、各部屋に於ける土工人夫處遇法に依れば、壹圓參拾錢以上貳圓迄と規定すれども、現在の不況の下に於いては一圓より一圓四十錢までを普通としてゐる。そして彼等土工は此の賃銀の中より食費、衣服代、日常品代等を控除せられるのである。

次に食料、宿料、及び販賣品に付きて述べやう。勞務者處遇法に依れば、勞務者より徵收すべき賄料夜具付一人一日に付き金六十五錢とす、とあるが、此の六十五錢は次章生活様式に述ぶる所と對照して非常に高價暴利と云はなければならぬ。

更に彼等土工は一切外出を禁ぜらるゝが故に、日常品一切は帳場より之を購買せねばならない、其の種類及び價格の適例を示せば次の如くである。

種	類	金	額	種	類	金	額	種	類	金	額	種	類	金	額
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

手拭	一本十五錢	冬高丈中	二圓	冬メリヤス中	一圓五十錢	夏股引中	一圓十五錢
タオル	一本三十錢	同下	一圓五十錢	同下	一圓二十錢	同下	八十錢
軍手	一足十六錢	夏高丈上	一圓六十錢	シャツ上	二圓	夏シャツ上	一圓五十錢
鞋	一足十錢	中	一圓五十錢	中	一圓五十錢	同中	一圓十五錢
清酒	一合十五錢	下	一圓三十錢	同下	一圓二十錢	同下	八十錢
冬高丈上	一足二圓三十錢	冬メリヤス上	二圓	夏股引上	一圓三十錢		以上

藥品煙草及び切手葉書は定價通り、其の他必要を要する物品については購入原價を以つて供給すと規定してゐるが、如上の定價について見るに市價と如何に相違があるか、一見して知り得るであらう。又此の定價は市價に如何に暴落があらうとも之に關せず、一旦規定したる定價は飽くまで之を嚴守する。

扱て此の支拂方法は、現金に非ずして帳場に於ける月一回の精算の際、賃銀中より之を控除する賃銀の支拂方法は普通一ヶ月精算を常とする。即ち翌月十五日迄に前月の精算をなす事を規定されてゐる。

精算には勞役者労働狀態成績調査表なるものに負債額、物品支給總額、一ヶ月労働賃銀、總額等

を記入して之を土工に渡し、且つ金品貸付内譯、賄料、稼高過不足額を明細に算定したる精算書を各人に交付する。併し過剰金は一日僅かに拾五錢乃至貳拾錢に過ぎない。何故なら例令賃銀一日一圓參拾錢としても、其の中より賄料六十五錢、高丈一週間耐用し得るとして一日廿錢、シャツ、股引一ヶ月耐ゆるとして一日拾錢、清酒一日一合と見て十五錢、煙草は一日バット一個七錢、其の他の雜品代一日二三錢と計算して合計一圓貳拾錢を必要とする。されば一日貯金高拾錢しか得られない。若し例へば參拾圓の前借金を有するとせば、約半年以上苦しまねば皆済に至らない。故に節約に節約を重ねて一ヶ月拾圓の貯金をなし得るものは稀であらう。此處にも彼等をして逃走せしむべき理由は、充分に存在するであらう。

内地の監獄部屋及び一部の北海道監獄部屋に於いては支拂方法として「山札」と稱する傳票を毎日發行して、日給を其の日其の日に給與する場合、又は五日間勘定、又は十日間勘定、十五日勘定と其の管理者に依りて支拂方法が異なり、別に統一したる方法はないが、最も多いのは一ヶ月精算である。

前記貯金についてあるが、上述の如く凡その經費を支拂ひたる餘剰金は、管理者が一部は郵便貯金とし、殘部は金品保管簿に記載して帳場に保管しておくを常とする。貯金通帳は決して土工夫に渡す事なく、其の有高は帳場に於いて口頭で通知するのみである。山間僻地にある監獄部屋には斯

くの如き貯金方法は全然なく、又表面上ありとするも、それは官權に對する捏造であらう。只茲に信用人夫混合部屋に於ける規定を見れば、

「勞務者に對しては毎月末に締切り、翌十五日以内に精算し、過剰金あるものは其の十分の二を貯金せしめ、各合意の上、管理者に於いて保管し置き、解雇又は事情已むを得ざる場合に限り本人の望に依り返還するものとす、」とある。

今茲に本道内貯金有高諸統計を見るに左の如し。

全道六十八警察署の調査によれば十九警察署管内は貯金高一錢もなく比較的多きものも一人平均五圓以上に上るもの極めて稀なり

(昭和四年上半期)

一人平均貯金高五圓以上のものは左の如し

木古内警察署管内 一三・〇〇

手鹽同 六・〇〇

鵠川同 六・〇〇

一人平均負債高二十圓以上のもの

旭川警察署管内	二十五圓	小樽警察署管内	二十五圓
中頓別同	三十一圓	江別同	二十圓
厚岸管内	二十圓		

昭和四年貸銀支拂高及び貯金高

月別	貸銀支拂高	貯金高	月別	貸銀支拂高	貯金高
一月	三九、三二二、二〇〇	八一九、四三〇	八月	二九八、〇四九、八九〇	一七、六一三、六八〇
二月	七九、五〇二、一二〇	一、二四八、五〇〇	九月	二九四、九四〇、六四〇	二六、二九三、一一〇
三月	八八、三五六、六六〇	一、三二四、一七〇	十月	二八八、〇〇六、五四〇	二七、〇一七、五八〇
四月	一三九、八八九、六四〇	一、八〇三、九二〇	十一月	一八四、六七九、三五〇	一三、六〇一、七四〇
五月	一八八、七二九、九二〇	六八四三、二〇〇	十二月	八二、八八七、六八〇	二九六二、九三〇
六月	二七五、五六四、四九〇	一、八二一、〇〇〇	計	二、二六〇、八八八、四四〇	一、二六、三四六、三七〇
七月	三〇一、〇五九、三二〇	一五、一〇八、二二〇			

扱而次に傷病並びに治療につきて述べやう。土工に於いては一般に傷病者と稱するもの甚だ少い。又管理者の方に於いて少なからしめてゐる。募集當時に於いて身體柔弱なるものは之を募集せず、

又勞役者使用取締規則第五條に於いても身體虛弱なるものは之が使用を禁ぜられてゐる。又一方契約期間短期故、病氣で勞務に堪へざるものは借錢の如何に關らず解雇する。普通勞務者處遇法を規定する完備せる宿舍に於いては、月二回以上の健康診斷を行ひ、健康診斷簿に記載して警官の點檢を受け、患者と見做されたるものは傷病者として名簿に記して治療せしめる。併し健康診斷と稱するも醫師は來訪する事はあれども、一人の手を握る事もなく管理者室に響應を受けて、歸る事になつてゐるとは、一土工の述懐する所である。

此の社會の傷病者と見做される者は、到底立つ能はず勞務に堪へざるに至りたる者であつて、相當の重病者でも、立ち得るものは之を病氣と見做さず、又土工でも病氣と見られる事は、彼等にとつては非常に苦痛である。何故なら病者として仕事現場には行かないが、宿舍にありて幹部の監視の下に種々の雜用を命ぜられ、又患者の故を以つて食物は充分に供せられず、殊に脚氣などにありては米及び水分は絶たれ麥飯と鹽とである。湯も漬物も給せられない、故に渴と空腹に堪へ兼ね、明日は倉皇として現場に出かける、且つ不時に病氣であると稱すれば、幹部之を診察し必ず脚氣と云ふ、此の世界に尤も恐れる病名を冠せられ、空腹と渴を以つて苦しめられる。

茲に今尤も完備せる宿舍に於ける傷病者處遇法を掲げやう、但し此は形式として規定を命ぜらる

るが故に記するのみで、其の實行の如何は甚だ疑問とする所である。

「勞務者に對しては一ヶ月二回以上の健康診斷を行ひ、疾病者ある時は醫師の診斷を得て治療せしむ、但し工事場に於いて作業中負傷せしものは凡て公傷と見做し其の費用は雇主に於いて負擔し治療せしむ、且つ全治まで日給の半額を支給す、賄料は徴せず、尙不幸にして終身勞働に堪へざるものは歸郷旅費の外本人の日給九十日以上の扶助料を支給するものとす、而して其の當時の狀況に依り警察立會の上之を定むるものとす、若し不幸にして死亡したる場合には傭主に於いて葬儀を行ひ家族あるものに對しては死亡者の頭髮若しくは遺骨を送り相當扶助料を支給す、此の標準は二十圓以上百圓迄とす、其の當時の狀況竝に遺族の狀況に依り之を定め遺族に送金す、但し公死者は金五十圓以上とす、死體は遺族引取に接したる場合は引渡す、遺族なき者に對しては正式の手續を経て埋葬し其の墓を弔ふものとす。」と如何にも其の處遇法完備せるが如く見ゆれども、此の規定は固定宿舍に於けるものにして、普通の監獄部屋には全然規定だになきあり、又内規的のものあれども決して土工や一般に發表をなさないのが普通である。

以上の疾病の原因は勿論勞働に従事中にあり、即ち岩石の轉落、土砂の崩壞等に依るもの、土砂運搬中にトローリー其の他の器具に依りて受ける負傷等である。其の他冬は凍傷夏は脚氣、又身體極

度の疲勞等に依るものもある。

其の治療は主として幹部の手に依りて行はれ、又醫師に付きて治療せしめる事あれども醫師等は之を好まず、其の治療は非常に疎雑である。最後に疾病負傷統計を示すに、

昭和四年勞働者月末人員及び疾病負傷死亡

月別	種別	月末人員	疾病負傷		死亡
			病	傷	
一	月	二、二二八	三九	五七	五
二	月	二、三八〇	九三	五四	二
三	月	四、一九一	二六	八七	二七
四	月	六、二五一	一七六	一〇八	四八
五	月	七、七九九	二二七	一一一	一七
六	月	八、九五五	二三五	一六三	二九
七	月	九、六〇一	四七四	二一七	二八
八	月	九、一七六	四九〇	一〇四	三五
九	月	九、二四九	三九七	一〇三	四二
十	月	八、〇八一	三〇八	九三	一八

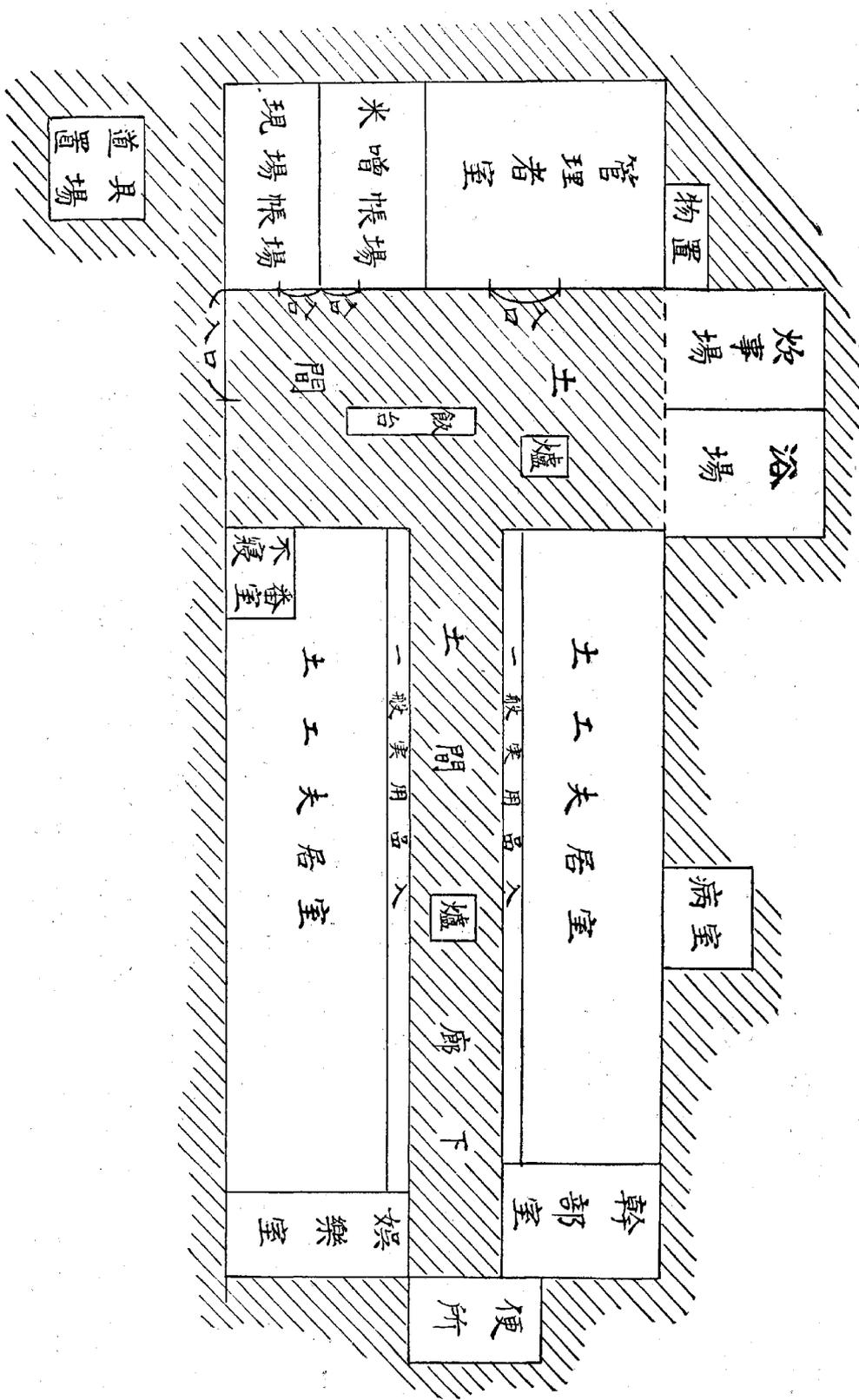
北海道に於ける土工部屋

十	十	五、三〇一	一四三	七三	一六
二	二	二、〇四五	六四	三四	五
月	月				
計		七六、一五七	二、七五一	一、一〇三	二八〇
合					

六

第一宿舍についてであるが、宿舍は勞役者取締規則第三條、第四條、第十二條に依り規定せられ命ぜられてゐる。併し此の宿舍は普通固定宿舍と移動宿舍との二つに分つ事が出来る、此の兩者は以下各々、縷述するが其の構造設備に多大の相違を發見する。

(1) 固定宿舍 固定宿舍は請負工事の關係に一大事業場附近に設けられる、永年同士の土地にありて此の宿舍より請負作業場に一工事完成期迄出稼ぎ、完成に至れば歸舎し又次の工事場に出かける、其の根據とする宿舍なるが故に建築も堅固であり、諸設備も比較的完備してゐる。左に其の平面圖を示すに、



北海道に於ける土工部屋

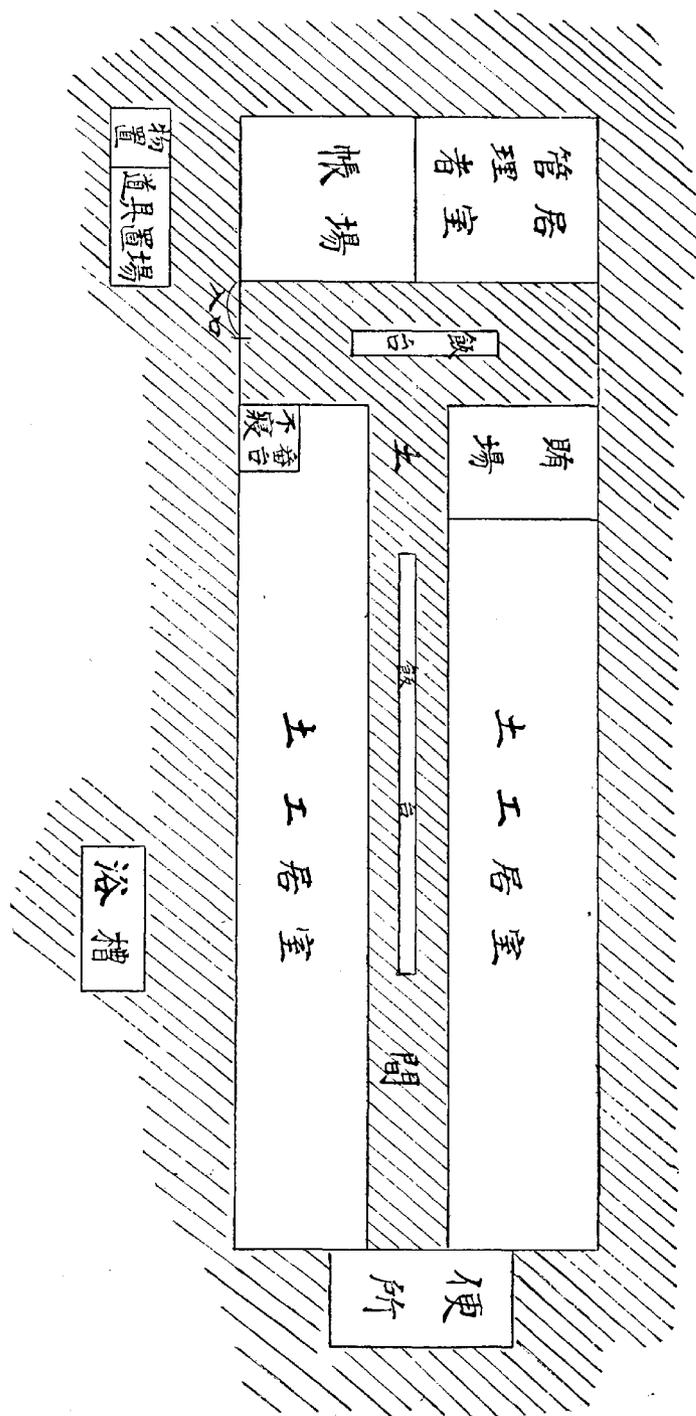
左記の圖解の如く、内部は區別されてゐる。今少しく説明を加ふるに、第一居室は土間より一尺五寸位高く、幹部不寢番室は更に一般土工居室より高い、居室の疊は所謂琉球表の頑丈なものを用ひてゐる。幹部居室以外には天井を張らず、又棚は全絶見當らず、又一般日常品は全部圖に見る如く土間廊下側の箱式の臺の中に納め上より蓋をする様に出來てゐる、高さは居室と同様である。室内何處にも何等裝飾らしき設備なく至つて殺風景である。電燈は此の四十疊乃至六十疊の室に十燭光二つ三つあるに過ぎない、故に書籍など到底讀み得ない。娛樂室は板張り、中央に大テーブル一個ありて其の上に古雜誌四五冊あるに過ぎない。病室は名のみにして寢臺一脚なく規則に依りて設置するばかりで、實際には使用する事なく夜具の置場となつてゐる、内部にて特に異様に感ずるは學校の控室の如く、中央には柱一本なく戸硝子も管理者帳場、浴所、炊事場、便所との間以外に一枚もなく、便所内と雖も幹部室より硝子戸を通して此を見透す事が出来る。

外觀上宿舍の大きさは收容人員の多少に依りて異なり、奥行三間、間口二十間位より大なるものに至りては奥行七、八間より間口四、五十間に達するものがある、先づ入口は厚さ寸餘の大戸があり開閉式に作られ、掛錠及び門がついてゐる。部屋の内壁、外壁共に板張りて高さ四尺四、五寸の所に硝子窓あり、窓の外側は悉く鐵格子を附し、更に便所内は鐵板を地中深く打込み逃走は到底不

可能に出来てゐる。只此の伽藍堂に異様に光るは管理者室、帳場室である。茲には種々の設備あり、一般上流家庭を思はしめるものがある。此の外観を遠方より眺望した時は正に谷間に寂然として立てる刑務所を想起する。

(2) 移動宿舎 移動宿舎は請負工事完成期まで短期間現場附近に建てるものにして至極簡單に出来てゐる。勿論工事完成の曉は悉く取片づけるものである。

構造は先づ頑丈なる丸太を地中に打込み、周囲は板を以つて釘づけ、屋根は板をのせて雨露を凌いでゐる。今又其の平面圖を描くに、



先づ内部は固定宿舍と比較して非常に簡單である。管理者以外の居室は勿論時には管理者も一般土工等と同様疊など用ひない、板の床の上に一枚の蓆を敷いて雑魚寢である。此の宿舍は通風採光の點は非常に不完全にして硝子戸は一枚もなく、第一窓一つ切り開く事さへない、室内は晝も尙小暗く賄場には井戸など勿論ない、谷川の水を汲んで使用してゐる。又固定宿舍の如く柱を中央に

立てない譯に行かない、故に中央に三四本の柱があり、之に板を結び販臺としてゐる。又其の他一般日常品を置く棚も箱もなく兩側の隅に重ねて置く。

管理者幹部の室も至極粗末なものにして机一脚位中央にあり、兩側には結ひ付けたる棚が二つ三つあるに過ぎない。便所は五六尺掘り下げ、茲に板を打込みて之を圍んでゐる、夏期短期間の事故爐の設けは勿論ない。

上記の如く其の構造は至極簡單であるが逃走は至難である。何故なら宿舍が逃亡の可能性あるだけに不寢番の眼は輝くからである。

外觀は八分板を打ちつけたる短形の建物にして、谷合の地形の高低に依り其の形は一定してゐないが、一般に前記の構造が普通である。

宿舍外のものとしては浴槽と道具置場であるが、浴槽は地中二尺四方程の穴を掘り、其の上に浴槽をのせて下より火を焚く所謂地獄風呂である。其の他物置場と言ひ道具置場と言ひ、板をのせて屋根となし周圍は蓆を以つて圍み只雨露を凌ぐに過ぎない。

如上の移動宿舍の什器類一切は大請負人より下附されるものにして、管理者が之を所有してゐる事は稀である。彼等下請負人たる管理者は、此の什器用具を借用して轉々と現場を移轉する。

第貳食事 食事は一日四回、米は三等米四等米之に麥三分を混入したるもの、管理者に依りては米のみ上等米を供與する人もある。量は一人一日八合一升、副食物は朝味噌汁(大根切干、菜類若芽等)と澤庵(年中澤庵にして他の淺漬、青漬等は到底與へ切れない)中食の副食物は鮭、鱒、鱈の鹽引一片と澤庵、茶は勿論與へられないが決して水を與へない、白湯を少量給せられるに過ぎぬ。水は土工夫間には毒物の如く恐れられてゐる、即ち脚氣になる事を恐れるが故である。

晝飯は中食と殆ど變る所がない、夕飯は鯖、鰯其の他の生魚の小片又は肉片をも與へる事もある。酒は普通には管理者は二合迄を限度としてゐるが時には三合迄供する事もある。間食は晝間絶體禁止、夕飯後管理者より購入して得られるが斯る事は殆どない。

飯臺は高さ三尺程にして圖に見る位置にありて立喰をなす、土工部屋に於いては飯臺は上中下の三種あり、上飯臺は管理者、仲飯臺は管理者外の幹部、前二者は疊に座して卓を圍む。併し移動宿舍に於いては幹部も立喰をなす所あり、又或る部屋に於いては仲飯臺を省いてゐる場合もある。此の食事の準備は炊事夫が之に當り、帳場が土工を引具して附近の町より食料を仕入れて來る、併し町に近き土地に作られたる部屋にては商人が直接持參せしめる。同一大請負人の下に多數の部屋が狭範圍に集合せる時は、此の大請負人が支給する事になつてゐる。

第三衣服 土工の衣服は記述するには餘りに簡單である。夏はシャツ一枚に袴纏を引き掛くる、冬ならば股引に綿入れ一枚である。仕事に従事中は夏は足に高丈と股引、脚絆、腰には土工特有の眞紅の腰巻、時には綺麗な模様附のものもあるが、原則として遠方より直ちに認識し得る單純な濃厚色を用ひてゐる、故に上半身は日光に輝され肌は正に黒褐色に光つてゐる、彼等には着換する餘裕あるもの全然なく、古くなりて破るれば棄て、新しきものに取代へ年中一枚である。

夜具は古綿入れの着布團一枚、敷布團なき時には一枚に二三人之にくるまつて休む、勿論此の布團は管理者が支給するものである。

扱而彼等土工は斯る衣食住に甘んじて如何なる日常生活を送つてゐるであらうか。

朝四時半不寢番や棒頭に起され、直ちに仕事着に着代へ土間に降る、土工には洗面などなく朝飯につく、食後三、四分間喫煙時間を與へられる。不寢番は其の間に大戸を開き道具を供する。斯くして棒頭につれられて現場に出かける、一日十一時間—十三時間の酷使に疲れ果て、歸つて來る。歸舍するや道具を片づけると直ちに浴槽にひたりて夕飯につく、夕飯終れば強制的に寢につかしめられる。小説や新聞を閲讀したり、手紙を認める餘裕も與へられない。之に反抗して寢につかざる時は直ちに棍棒が舞ふ。斯くして苦難の朝夕に其の日其の日を送つてゐる。

更に彼等が拘束せられてゐる點は、自己の所持品の貴重なるものは一切強制的に管理者に保管せしめられるのみならず、郵便の發受さへ管理者の手を経る事を要求せられてゐる。此の爲め管理者は金品保管簿乃至郵便發受簿なるものを設けてゐるに至つては、如何に其の自由を拘束されてゐるかを知り得るであらう。

第四慰安方法 慰安方法として規定する適例を見るに、

「慰安方法としては寄宿舎に蓄音機及び北海タイムス、小樽新聞等購入しおき雨天其の他を利用し各自随意に之を閲讀娛樂し又精神講話をなさしむ」と規定するも移動宿舎には斯る規定はなく、一片の新聞紙だに發見し得ず、只固定宿舎にありては勿論豪雨の際、盆二日、正月三日、其の他の公休の際には古雜誌等を與へて讀ませてゐる。而し此處に面白きは彼等土工中に前職業が落語家、浪曲家、活辯等娛樂的職業にありしものが必ず一室に一人二人ありて、其の特殊技能を發揮して仲間を興ぜしめ、唯一の娛樂となつてゐる様である。

七

監獄部屋に於いては何故に斯る酷使と虐待が行はれるのであらうか？其の根本原因を窮めずして

徒に表面的に悪業非道な棒頭等の特別の制度組織なりと傍觀するは非常な誤謬である。若し又斯る監督制度の缺陷に依るものとすれば、官權の嚴重なる取締に依つて矯正せらるべきであらう。如何に非業な幹部と雖も好んで酷使虐待は敢てなす事はなからう。然らば何が彼等を斯くせしめるか、其の根本原因は工事の請負制度であらう。今假りに一道踏の開鑿を入札に依り請負はしめ、其處に甲、乙、丙三人の請負人が入札したとする、彼等は入札前に既に和合をなし、若し又入札希望者數多數にして和合出来なかつたとしても、落札した當人例へば甲が乙、丙等に對し落札價格の何分かを談合金として渡さねばならぬ。併し現在の例の如く入札希望者が資金を有し、請負能力を有する場合は兎も角全然請負能力なくして和合に奔走する輩が多數ある、此等を稱して談合取りと云ふ。斯る談合取りが多數ある時は、自然談合金が多額に上り、實際の請負價格が減少する、其の殘額の中より一割位の利益を得て下請負人に請負はしめる、一割天引された其の殘額の中より更に下請負人は二割位の利益を見積りて天引する、斯くして何回かの天引差引殘額の範圍内に於いて工事を完成するのである。

斯くの如き請負制度なれば、最初の請負人の價格が不當の高價に非ざる限りは、土工の勞働搾取酷使は當然の結果であらう。如何なる場合に於いても管理者は不利益や損失を招く事なく、其の不

足部分は土工労働の如何に依つて補はねばならぬ。故に土工の福利施設は夢愚か食事だに無視せられる場合さへあり、時には資金の僅少なる下請人に至りては、鎖少なる賃銀も不拂となし解散して逃亡する管理者もある。

茲に先づ第一に此の不合理な企業組織を改廢せねば、永遠に土工部屋の改善は期し得られないであらう。

改善の第二は所謂潜りの惡周旋屋であらう。彼等は土工をして多額の前借金を作らしめ、其の負擔を重課する。彼等土工は此の前借金の爲めに何ヶ月間と云ふ長期間、人道上忍び難き監督制度の下に酷使に甘ぜねばならぬ。故に如何に忍従性に富める土工でも、束の間の享樂の應酬として斯くも悲慘な道程を辿らねばならぬとせば、其處に反撥的に逃亡を企てるは當然の歸結であらう。又一方逃亡せる土工をして更に如上の方法で周旋し、更に反對に逃亡を獎勵するが如き策を用ひ、鍊獄の淵に誘惑するに至る状態である。其處で此の惡周旋人の存立を防ぐべき取締令を發し、根絶せしめる事は改善の又重要な一項であらう。

次の改善には土工部屋幹部及び土工の素質的根柢改善であらう。幹部に於いては從來の如くたゞ、と言ふ名稱の下に、蔑視せる過去の歴史的觀念を離れ、一企業に與る労働者として之を監禁拘束す

る事なく、自由な労働者として尊重せねばならぬ。併し如何に幹部が人道的見地より之を尊重するとしても、拘束監禁を解けば一夜にして三百人の土工部屋が一人もなく逃亡したる事實あるに於いては又土工自身をも責めなければならぬ。

彼等の過重なる借金と極度の疲労と、執拗な叱咤は労働に對する眞劍性は麻痺せられ、全く受動的に動物的に働いてゐるに過ぎず、只一分一秒たりとも休息し、折あらば脱走を企て、數日間の享樂を欲せんとしてゐる。即ち棒頭の鞭下に非らざれば働かないと言ふ所謂たこ根性を脱却せざれば暗黒悲惨な運命は免れ得ないであらう。

以上至つて概括的に改善策の根本原因を窺つて見たが、此の外詳細な具體的な改善を要すべき點が多々ある事であらうが、先づ如上の三つが尤も緊要なる骨子であらう。

扱て如上の土工部屋改善の三骨子は、請負制度容認を前提としたる方策であるが、果して此の制度の下に法令の取締りを以つて交通不便の僻地に於ける土工部屋の改善を完うし得るであらうか？ 利に敏く此の間の事情に飽くまで精通せる小請負業者を取締り得るであらうか。表面上如何にも監督命令に従順なるが如く見受けられるも、其の裏面たるや未だ其の跡を絶たざるが如き實例多々あるであらう。茲に筆者は枝葉末節の改善より其の根本的改革として土木工事の請負制度を否認する

ものである。即ち土工募集に關しても勞役使用に關しても、悉く官權が此に従事し監督命令する、所謂土木事業官營論を提唱したのである。

近來の事業界不況竝びに緊縮政策に伴ふ此等土工夫失業の奔濤は、容赦なく此處に襲來する時、自己の利に汲々たる管理者は如何なる監督網をも潜り抜ける、一方勞働者も勞働供給過多の故を以つて益々過酷の深淵に投ぜられて行くであらう。社會的に呪はしき憂ふべき此の失業民衆の多數を救濟し、一方憎むべき請負業者の美名の下にかくれ、不勞所得をなす中間搾取者の介在を許さず、かくして勞働者は明るき陽光の下に、笑ひて勞働に従事する事を得るであらう。此の改革論こそ斯る失業時代に實施せらるべき好機ではなからうか。されど此の改革具體案は多數の問題の研討を要し、多岐に渡り、筆者の研究今日未だ良くするに至らず、他日の問題として未完成に結ばねばならぬ事は遺憾である。

然らば此の監獄部屋改善運動が過去及び現在に渡りて如何に行はれて來たか、筆者此の問題の調査中計らずも官權の疑心を買ひ、全然不明の一言の下に確たる資料を與へられず、正しき材料も忌避にふれ、單に協調會の發表に依るに過ぎない事は誠に遺憾に堪へない。上記の發表によれば『然して其の目的を明確にして奔走した先驅者は大正九年七月光人會なる同志の團體を組織したる白石

俊夫氏であつた。當時勞働事情の暗黒を報道されてゐる福島縣耶麻郡猪苗代在檜原の猪苗代水力電氣株式會社の滲水及び水路の大工事場に行はれたのであつた。白石氏は同志五名相携へて非常なる決心を以つて其の内情を探る爲めに、而して其の探知せる事情を時の司法大臣大木遠吉氏に上申し其の報告が福島縣知事宮田光雄氏に回附され、茲に縣當局は活動して調査又は臨檢を行ひ、虐待事件を暴露したのである。次に又羽越線鐵道工事中に監獄部屋の一事が報道せられ、此の時も活動した』云々と、

又大正十五年五月より東京地方職業紹介事務局は、東京市内の失業者數百名を北海道方面へ集團的勞働移送を試みた。移動先は北海道安足間水電工事、多度志鐵道工事、釧路市鐵道工事及び小樽積取人夫等で北海道の職業紹介所の盡力も實に大なるものがあつた。この合理的勞働移送が懸て監獄部屋改善に大なる影響を及ぼした事は事實である。東京より送られた勞働者はかく工事場毎に班長又は世話役を付して工事に従事した中には統制を失ひ、中途に解散したものもあるが、多くは最後まで工事を終了して良好なる成績を得て歸國した。

昭和二年には光人會同人等が代議士山口政二氏を理事長として白石俊夫、淺原五朗、堀川直吉の三氏を幹部として大日本勞働移動協會を創立し、東京地方職業紹介事務局と相提携して北海道方面

の勞働移動の合理的輸送と勞働保護を目的とし、監獄部屋制度改善を期して立つた山口氏逝去して充分の發達を見なかつたが、同年六月長崎縣の漁村の篤信なる一團は此の事業に貢献せんとし參加し、北海道鬼鹿の鐵道工事に従事して模範的好成績を挙げ、土工部屋改善に直接間接に其の影響を與へた。然し不幸にして此の勞働移動協會も永久に存續する事が出来なかつた。

最後に此處に明らかにすべきは取締法令と警察官權の取締りであらう。

明治の末期より土工の虐待の事實が甚だしく、道廳も之を傍觀する事も許されず、大正三年四月漸く道廳令第三十六號勞役者募集紹介雇傭取締規則の公布を見た。併し此の法令も極めて概括的なものにして、各項に渡りては甚だ不備なる點が多かつた。其の後大正六、七年の頃より此の監獄部屋逃走者は新聞、雜誌等に其の脱走體驗記を述するに至り、漸く世人の注目を喚起するに至つた。此處に於いて大正八年五月道廳は更に勞務者募集取締規則並に同法施行細則取扱手續及び廳令第七十九號勞役者取締規則を公布して、勞働者の素質の改善の爲め、募集に周到なる取締りを勵行し、虐待過酷の改廢の爲め嚴重に監督するに至つた。且つ使用取締規則取扱規定に依りて官權の現場の臨檢、公休の強制、幹部宿舍の届出、貯金其他會計の強制報告等をなさしめ、酷使事故の防止に盡力せる結果、多大の改善が行はれて來た。降つて大正十三年十二月内務省令勞働者取締令公布に

依りて、募集従事者の嚴重なる規定が設けられ、過去の積弊除去に著しい効果を齎らし、以前の土工部屋に比し使用待遇は昔日の俤なきに至つた。

